

工事等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度並びに失格判断基準の概要について

道においては、原則として、競争入札を行う場合には、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度のいずれかを適用しております。

当該制度の概要を掲載いたしますので参考にしてください。

○低入札価格調査制度

予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札を行った者の価格が、調査基準価格に満たない場合は、その者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかの調査を行い、履行されないおそれがないと認めた者を落札者とします。

なお、道では、「失格基準価格」を設定し、別に示す各費用の額の合計額が当該基準価格を満たさない場合には「失格」、満たしている場合には「細区分調査」へ移行することとしています。

○最低制限価格制度

最低価格の入札者の価格が最低制限価格に満たないときは、当該最低価格の入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

1 適用工事等

(1) 低入札価格調査制度適用工事

- 条件付一般競争入札（WTO 対象工事）
- 総合評価方式による競争入札

(2) 最低制限価格制度適用工事等

- 工事
原則として予定価格が 250 万円を超える競争入札
（制限付一般競争入札・指名競争入札）
- 工事に係る委託業務
原則として予定価格が 100 万円を超える競争入札
（地域限定型一般競争入札・公募型競争入札・指名競争入札）

2 工事の低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定基準

予定価格の 10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 までの範囲内で、次に掲げる額の合計に 100 分の 108 を乗じて得た額とする。

- ①直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
- ②共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ③現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ④一般管理費等の額に 10 分の 5.5 を乗じて得た額

3 工事に係る委託業務の低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定基準

【測量、地質調査及び道路清掃以外の業務】

予定価格の10分の6から10分の8までの範囲内で、次に掲げる額の合計に100分の108を乗じて得た額とする。

《設計（土木）》…用地調査等を含む

- ①直接原価の額
- ②その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- ③一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額

《設計（建築）》

- ①直接人件費の額
- ②特別経費の額
- ③技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
- ④諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

【測量】

予定価格の10分の6から10分の8.2までの範囲内で、次に掲げる額の合計に100分の108を乗じて得た額とする。

《測量》

- ①直接測量費の額
- ②測量調査費の額
- ③諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

【地質調査】

予定価格の3分の2から10分の8.5までの範囲内で、次に掲げる額の合計に100分の108を乗じて得た額とする。

《地質調査》

- ①直接調査費の額
- ②間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額
- ④諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

【道路清掃】

予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で、次に掲げる額の合計に100分の108を乗じて得た額とする。

《道路清掃》

- ①直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ②共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

4 低入札価格調査基準価格及び最低制限価格算出における端数処理

《2の①～④》及び《3の委託の種類ごとの①～④または①～③》の合計額を1円未満切捨てし、100分の108を乗じて得た額を1円未満切捨てする。

※①、②、③、④それぞれの端数処理はしません。

5 低入札価格調査制度における失格基準価格

入札価格内訳書における直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の額の合計額が、予定価格の直接工事費の 97%、共通仮設費の 90%、現場管理費の 90% 及び一般管理費等の 30% で算出される金額の合計額（失格基準価格）に満たない場合は、契約の内容に適合した履行がされないとして「失格」とします。

なお、当該基準価格を満たしている場合には「細区分調査」へ移行します。